

「新しいおおいた旅割」制度改正

制度改正が有りましたので必ず内容を確認頂きご承諾の上お申し込みくださいませ。

- 1、事業実施期間の延長：令和4年2月28日まで
- 2、対象者：大分県民及び隣接県民（福岡県民・熊本県民・宮崎県民・山口県民・愛媛県民）
- 3、ワクチン接種証明証またはPCR検査証・抗原検査証の提示が必須
重要：上記接種証明または陰性証明の提示がない場合は新しいおおいた旅割の利用不可となり割引前の料金で支払頂きます。後日の提示も認められておりません。
 - ※ワクチンは2回目接種済みであり、2回目接種から14日以上経過している事。
 - ※PCR検査証・抗原検査証は有効期限内である事。
 - ※大分県民については令和3年12月31日の宿泊までは不要ですが1月1日の宿泊から必要になります。
- 4、身分証明証：大分県民または隣接県民である証明証の提示
- 5、事業の停止について：都道府県がレベル3と判断した場合が判断基準となりますが政府または都道府県が独自の対策のために停止と判断した場合、事業を停止する事があります。

予約受付方法

- 1、公式ホームページ「新しいおおいた旅割」専用プランにて申し込みください。
- 2、電話での予約は「新しいおおいた旅割」利用の旨お申し出ください。
- 3、インターネット予約サイトでお申し込みの場合は、必ずインターネット予約サイト専用のクーポン券を獲得の上お申込みください。

割引・満喫クーポンについて

- 1、割引：宿泊料金1/2（上限1名1泊につき5,000円まで）
 - ※宿泊料無料のお子様は人数に含まれません。
- 2、満喫クーポン：割引後の宿泊料金が
 - 1名1泊あたり1,001円以上で1枚、2,001円以上で2枚お渡し致します。
- 3、有効期限：チェックアウト日まで
 - ※令和4年3月1日以降チェックアウトの場合は3月1日となります。

令和3年12月7日
アートホテル大分